

天教総第4号
令和2年4月3日

各小・中学校長 殿

徳之島町教育委員会教育長
天城町教育委員会教育長
伊仙町教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染防止に伴う4月6日の登校判断について（依頼）

先日、県内で新型コロナウイルス感染3例目が報道されました。また、沖永良部島から感染者が発生したことで、徳之島においても一気に感染拡大の緊張感が高まってきております。

このことを受け、各町においては緊急課長会議を開き、役場職員の4月中の島外出張禁止や大都市圏渡航者の1週間自宅待機など、緊急措置が決定したところです。各学校におかれましても、新年度の4月6日からの登校可否について、危惧されていることと存じます。

つきましては、全ての児童生徒について、下記の事項を参考に、適切に対応して下さるようお願いいたします。なお、日程や児童生徒数によって、本日中の対応が難しい学校もあると思います。その場合は、4月6日中に全戸にプリントを配布して周知を図るなど、確実な対応をお願いします。

記

1 新学期開始日

令和2年4月6日（月） ※通常どおり登校

2 登校判断までの流れ

(1) 次の2点について、一斉メール等で確認依頼を行い、該当する場合には学校に連絡してもらう。

ア 春休み期間中に、島外へ渡航したか。

イ 春休み期間中に、島外渡航者と濃厚接触したか。

(2) 上記ア、イに該当すると連絡があった場合は、次の2点を確認する。

ア 渡航先が、三大都市圏（東京・神奈川・千葉・愛知・大阪・兵庫）かどうか。

イ 本日までの児童生徒の体調や家族等の体調はどうか。

(3) 以上の聞き取りにおいて、新型コロナウイルス感染のおそれがあると学校長が判断した場合には、

以下の3点を説明し、4月6日からの登校について、保護者に自宅待機を要請する。

ア 自宅待機期間は、4月6日（月）から1週間を目途とする。

イ 自宅待機期間は、出席停止となり、欠席扱いとはならない。

ウ 自宅待機期間中の学習については、不利益が生じないよう学校で確実に保障する。

3 今後の対応について

以下のことを保護者に周知徹底し、感染拡大防止に努める。

(1) お子様の体調の状況を把握するため、朝晩の体温の測定を行ってください。もし、発熱等の症状がみられる場合は、まずは自宅で安静にするなどの健康観察を行ってください。

(2) 次の症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、徳之島保健所（0997-82-0149）に相談してください。

ア 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければ下がらない場合も同様）

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

ウ 味覚や嗅覚に異常を感じる場合